



会の公正取引規約によれば、景品類提供の制限として「景品類の提供に係る取引の価格の100分の8又は6か月分の購読料金の100分の8のいずれか低い金額の範囲」と定め、購読料から逆算すると現在、その上限額は1,884円となります。

読者としても、景品の良し悪し、無料購読期間の有無で新聞を選ぶことのないよう、また、過剰な景品の要求は控えるようにしましょう。

☆訪問販売や電話勧誘販売による新聞購読契約は、契約日から8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。現在の新聞の購読期間が満了後に配達が始まるなど、クーリング・オフが可能な期間を経過後に気付く事例が多く発生しています。

☆どのような事情の変化が起こるかわかりません。現在履行中の購読契約終了後に始まるような先の契約、1年以上の長期間の契約は、結ばないようにしましょう。

☆口約束でも契約は成立しますが、後日争いが生じた時に自分の主張を証明するため、必ず契約条件を記入した書面で交わすようにしましょう。

☆新聞の購読契約を締結した際には、必ず控えを受け取るようにし、場所を決めて保管し、新たな勧誘があった場合にも、いつからいつまで、どこの新聞を契約しているのか一目瞭然で理解できるようにしておきましょう。

☆基本は民法の「契約自由の原則」の支配を受けます。一旦結ばれた契約を一方的に破棄することはできません。クーリング・オフは訪問販売等の特殊なケースでの例外規定です。権利の行使には制限があります。

☆一般的なケースでは、契約を解除するためには、あくまで販売店との交渉となります。

☆社団法人日本新聞協会の倫理綱領には「販売活動においては、自らを厳しく律し、ルールを順守して節度と良識のある競争の中で、読者の信頼と理解を得るよう努める。」と定めているが、マスコミ業界の中で新聞業界と放送業界とが系列化されており、相互けん制作用が働かない現状では、消費者自らが賢明になるしかありません。